

## 募集要項

### 韓国における次世代日本研究者訪日グラント

#### 1. 趣旨

本プログラムは、韓国における持続的な研究者育成の一助とするため、次世代を担う日本研究者の研究活動を支援し、研究者が質の高い研究活動を行えるよう、論文執筆のための調査・資料収集などを目的とした、日本をはじめとする海外への短期の渡航に対して助成を行うプログラムである。

#### 2. 申請要件

##### (1) 申請者

次の要件を全て満たさなければならない(③は、(a)または(b)の何れか)。

- ① 韓国籍をもち、かつ韓国内で日本研究（比較研究を含む）を行っている研究者
- ② 2019年9月2日時点で49歳以下の日本研究者
- ③ (a)博士号取得者で正規のポストについていない研究者、または(b)博士号学位の取得に必要な過程をすべて修了し（または海外渡航までに修了予定で）、博士論文提出のために日本をはじめとする海外での短期研究活動が必要な研究者
- ④ 人文科学、または社会科学分野を専門にする研究者
- ⑤ 2020年3月末までに渡航（=韓国発、現地着）が可能な研究者
- ⑥ 過去3年以内に本プログラムに採用されていないこと

##### (2) 研究課題

- ① 日本研究、日韓比較研究、日韓に関わる東アジアの比較研究
- ② 申請時点である程度の研究・調査が進んでいるもの

※ 共同研究は対象外とする。

※ 本調査の成果として論文（または論文集）が出た場合は、国際交流基金ソウル日本文化センター及び財団法人李熙健韓日交流財団（以下、「主催者」という）に各1部提出すること。この場合、論文に必ず、本プログラムの支援を受けた旨、明記すること。  
プログラムの正式名称は次のとおりである。

日本語：国際交流基金ソウル日本文化センター／財団法人李熙健韓日交流財団

「韓国における次世代日本研究者訪日グラント」

韓国語：일본국제교류기금 서울문화센터／재단법인 이희건한일교류재단

<한국의 차세대일본연구자방일지원프로그램>

### 3. 選考基準

採用者の決定においては、次の選考基準をもとに、人文学と社会学の各分野のバランスを考慮しつつ選考を行う。

- (1) 研究テーマに独創性があるか。日韓の友好に寄与するテーマであるか。
- (2) 渡航が研究上、必要不可欠であるか。渡航先の選定は適切であるか。
- (3) 研究・調査活動の目的および達成目標が明確であるか。
- (4) 研究・調査活動の計画が具体的かつ適切であるか。
- (5) 予算計画は具体的かつ適切であるか。
- (6) 帰国後の成果発表（論文発表等）の計画があるか。
- (7) 次世代の日本研究者として特に有望であるか。

### 4. 支援内容

- (1) 採用予定人数：10名～15名程度
- (2) 助成金額：1件あたり300万～500万ウォン（渡航前に交付。渡航総日数は10日間程度を基準とする。）
- (3) 使用可能な経費項目：韓国一渡航先国（国名は問わない）間往復国際航空賃（エコノミークラス、割引航空券）、外国での滞在費、外国内の交通費、資料購入費、資料複写費、各種研究関連施設の入館料等

### 5. 注意事項

- (1) 採用者は必ず、2020年3月末までに調査等を目的とした海外渡航を開始しなければならない。
- (2) 申請する時点で、助成金に加えて自己負担による海外渡航を計画している場合は、申請書の研究計画にその旨を記載すること。
- (3) 海外での学会参加（発表含む）のみを目的とした海外渡航は認めない。
- (4) 実際の渡航日数を申請書に記載した日数から大きく減らしてはならない。やむを得ず減らす場合は、助成金の返還を求めることがある。
- (5) 採用者は、海外滞在中、自ら「海外旅行者保険」に加入しなければならない。但し、この付保費用に助成金を使用することはできない。なお本事業の期間中に発生した一切の事故や怪我・病気などについて主催者は責任を負わず費用も負担しない。故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害することにより生じた損害についても同様とする。
- (6) 本事業は韓国における日本研究への支援を目的としたものであるため、採用者は海外滞在期間中は研究課題の調査に専念しなければならない。主旨に反した活動を行った場合は、助成金を返還しなければならない。

(7) 帰国後、採用者は必ず報告書を提出しなければならない。

## 6. 提出書類

(1) 申請書（指定様式、日本語で記載。当センターのホームページ [www.jpfo.or.kr](http://www.jpfo.or.kr) からダウンロードすること。）

(2) 【博士号取得者のみ】博士学位証書（写）

(3) 【博士論文執筆過程の者のみ】博士課程の学業成績証明書、指導教授の推薦状

(4) 【日本以外の国に渡航する者のみ】訪問先とのアポイントメントや訪問機関の受入・利用許可を示す書類（訪問先とのメールの記録、図書館の利用許可証など）

※ (1)～(4) 以外の書類や論文集などは添付しない。

※ 提出された書類は返却しない。

※ 審査の過程で追加資料を求めることがある。

## 7. 申請締切

2019年9月2日（月）

\* 郵便（当日消印有効）または申請者本人による訪問受付（当日 18 時まで）。ㄸ切以降は一切受け付けない。

## 8. 結果通知

2019年10月末

（当センターのホームページに掲載および採用者には郵便等にて結果通知）

※ 不採用者には通知を行わない。

## 9. 申請書送付先、問合先

(1) 申請書送付先

【連絡先】

04323 서울시 용산구 한강대로 366 트윈시티남산 오피스동 4층

일본국제교류기금 서울문화센터

일본어・일본연구부 (학술)담당자 앞

(봉투에 “신진일본연구자 방일지원”을 기재)

(2) 問合先

일본국제교류기금 서울문화센터

일본어・일본연구부 차장(학술) 고은강

Tel. 02-397-2820 (대표) 02-397-2826 (직통)

Fax. 02-397-2830

Mail. [egko@jpfo.or.kr](mailto:egko@jpfo.or.kr)